

平成 29 年 4 月 13 日

入院患者への寝衣の貸出しの改善（回答）

—行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省中部管区行政評価局（局長：炭田 寛祈）は、次の行政相談を受け、独立行政法人、国立大学法人等が東海 4 県に設置する全 28 病院の状況を調査し、行政苦情処理委員会（座長：西 譲一郎）の意見を踏まえて、平成 29 年 2 月 20 日に、貸出しを実施していない 1 病院に対してあっせんを行いました。

この結果、平成 29 年 3 月 31 日に同病院から、「寝衣等のレンタル事業を導入し、患者等に対してホームページ等において周知する」との回答がありました。

（行政相談の要旨）

私は約 1 か月、A 病院に入院していたが、同病院は、入院患者に対し寝衣の貸出しを行っていない。

自宅は遠く、妻も病弱であるため週に 1 回見舞いに来てくれるのがやっとであり、妻が来た際に寝衣を洗濯してもらっていたが、同じ寝衣で 3～4 日も過ごすこともあった（私は病状が重かったので、洗濯することができなかった）。

以前同じ病気で別の病院に入院した際には、寝衣の貸出しを行っていたので、A 病院も、入院患者に対し寝衣の貸出しを行うようにしてほしい。

（あっせん要旨）

入院時の寝衣（病衣）については、家族の支援が受けられず、自ら寝衣を用意することが困難な入院患者が相当数増加しているものと想定され、本件相談者のように、寝衣の貸出しを望む声が聞かれることなどを踏まえて総合的に判断すると、次の事項について検討する必要がある。

- ① 業者委託又は業者の紹介等を含め、寝衣の貸出しを実施すること。
- ② 貸出しを実施する場合には、入院時の説明とともに、入院のしおり等にその旨記載するなど、適切な周知を行うこと。

（回答要旨）

① 導入時期について

寝衣の導入時期については、平成 29 年 5 月開始を目途に、院内売店契約において寝衣等のレンタル事業を導入することで対応予定

② 周知方法等について

患者等への周知については、ホームページの入院案内項目に追記するとともに、入院案内にパンフレットを追加するなどして対応予定

【本件照会先】

総務省中部管区行政評価局
首席行政相談官 杉浦
電話：052-972-7416